

本研修は、介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成 26 年 7 月 4 日老発 0704 第 2 号厚生労働省老健局長通知の別紙）に基づき実施するものです。

令和 6 年度介護支援専門員専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門研修課程 I】開催要項

1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を習得することにより、資質の向上を図ることを目的とします。

また、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の習得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施主体 島根県

3 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

4 受講対象

島根県に介護支援専門員登録を行っている者で、下記の（1）または（2）に該当する者

(1) 介護支援専門員専門研修【専門研修課程 I】

原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後 6 か月以上の者

(2) 介護支援専門員更新研修(実務経験者)【専門研修課程 I】

実務経験者（介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事している者又は従事していた経験を有する者）であって、介護支援専門員証の有効期間が令和 7 年 1 月から令和 9 年 3 月に満了する者

5 期日・会場・定員

	e ラーニング受講期間	集合研修		定員
出雲	令和 6 年 4 月 10 日～5 月 10 日	I 期	5 月 15 日（水）～16 日（木）	140 名
		II 期	5 月 28 日（火）～ 29 日（水）	
		III 期	6 月 20 日（木）	
浜田	令和 6 年 4 月 26 日～5 月 31 日	I 期	6 月 4 日（火）～5 日（水）	60 名
		II 期	6 月 27 日（木）～28 日（金）	
		III 期	7 月 23 日（火）	

【集合研修会場】

出雲会場 朱鷺会館 大ホール（出雲市西新町 2 丁目 2456 番地 4）

浜田会場 いわみーる 4 階 401 研修室（浜田市野原町 1826-1）

6 申込方法

申込期間：令和 6 年 3 月 15 日（金）～4 月 5 日（金）

申込方法：「研修受講サポートシステム」により申込を受け付けます。

※『研修受講サポートシステム』という専用の申込フォームから、令和 6 年度介護支援専門員専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門研修課程 I】を選び、受講者登録をして申込みをして頂きます。

※申込期間中に（島根県福祉人材センターホームページ）<https://www.shimane-fjc.com/> にアクセスし、『研修受講サポートシステム』の案内、流れにしたがって申し込んでください。（詳しくは別紙マニュアルを参照してください）

※フォーム内で「介護支援専門員証の写し」と「様式 1：実務経験証明書」を添付してください。

※研修受講サポートシステムでの申し込みができない場合は、「様式 2：申込書」と「介護支援専門員の写し」を本センターまでお送りください（郵送・FAX 可）

※必要書類は島根県福祉人材センターホームページからダウンロードが可能です。

7 受講決定・受講料・テキスト・eラーニングのパスワード等

- (1) 申し込み締め切り後、受講決定通知書・テキスト・eラーニングパスワードを文書送付先住所に送付します。
eラーニングパスワードは、各自で保管しeラーニング視聴時に使用してください。
- (2) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。

※本研修では以下の書籍をテキストとして使用します。受講料にあわせてテキスト代をお支払いください。

受講料：10,000円 テキスト代：5,280円

〔使用テキスト〕『4訂介護支援専門員研修テキスト（専門研修課程Ⅰ）』（一般社団法人日本介護支援専門員協会）

- (3) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、振込期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料のみ返金いたします。
(テキスト代は返金できません。また、返金にかかる振込手数料は申込者負担となります)

8 修了認定

- (1) 修了認定については、全科目履修に加えて、各科目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は、自己評価、修了テスト及び受講態度等により判断します。修了認定された者には島根県知事名の修了証明書を交付します。
- (2) 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・早退・中抜け等は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情による場合はその都度協議により判断し、別会場又は翌年度での代替受講を認めることがあります。（証明書等の提出が必要です）
- (3) 修了認定は研修終了後に行い、修了証書の即日発行はできません。ただし、修了日は研修終了日となります。
- (4) 受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は、研修期間中又は終了後であっても受講又は修了取り消しの措置をとることがあります。
- (5) 本研修は一部科目をeラーニングにより行います。所定の受講期間中に視聴できない場合、集合研修に参加できませんのでご注意ください。

9 その他

- (1) 昼食については受講者各自でご用意ください。出雲会場・浜田会場ともお弁当の斡旋はありません。
- (2) 会場は室温調節が十分にできないこともありますので、衣服等で調節できるようご準備ください。
- (3) 駐車場には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (4) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あて一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- (5) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (6) インフルエンザ等感染症罹患など、健康状態によっては受講をご辞退いただく場合があります。
- (7) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。
- (8) 感染症対策の一環として、マスク着用の上受講してください。

10 問い合わせ

《研修体系、登録・更新手続き、受講履歴等に関するもの》

島根県健康福祉部高齢者福祉課 TEL 0852-22-6522

《研修の申込み先・日時・会場等開催に関するもの》

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部（福祉人材センター）：三神

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。